

平成29年度

事 業 計 画 書 (案)

社会福祉法人 上ノ国町社会福祉協議会

社会福祉法人上ノ国町社会福祉協議会事業計画（案）

当町においても、人口の減少や高齢者の単身・夫婦世帯、障がい者世帯等が増加する傾向にあり、当社協としては、事業推進にあたり地域住民からの理解や支持を高めていくことが課題であり、そのために小地域福祉活動を推進していく必要があるが、現状としては、事務局・介護保険事業等の職員体制が大きく変わることから町補助金・介護保険事業等経営基盤の強化と職員の処遇改善や人材の確保・育成等の問題があります。現状の職員が一丸となり事業を推進し、町民への社協の理解促進や地域が求めている役割・活動について町や各関係団体等と協働し、地域のニーズに合わせた福祉活動を協議していきます。

団塊の世代の人が75歳以上になる2025年に向けてひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想され、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護保険制度において、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、町では、平成28年3月から介護保険制度介護予防給付のうち介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）を総合事業に移行しました。

本会は、事業推進にあたり地域住民からの理解や支持を高めていくことを課題とし、事業を推進します。事業推進にあたり財源の確保が重要であることから町補助金・介護保険事業等経営基盤の強化と職員の処遇改善や人事の確保・育成等について、全職員が一丸となり推進し、町や各関係団体等と協働し、地域のニーズに合わせた福祉活動を協議していきます。

本会は、社会福祉法人として業務体制の整備や人員配置・人材確保に取り組み、町民・利用者が「住み慣れた地域で安心・安全に在宅生活を送れる」ようサービスの提供に努め、行政等各関係機関と協働・連携し、町民・利用者から信頼・支持を得られるよう事業を展開していきます。

1. 法人運営部門

(1) 上ノ国町社会福祉協議会の運営基盤の整備

- ・社協事業を行うための財源確保の協議・検討をするとともに、安定した事業実施と効率的な業務遂行を図り、業務の運営管理と事業協働体制を強化する。

(2) 職員の専門性と資質の向上を図るための研修への参加

- ・総合的な地域福祉推進及び社協機能充実を図るため、北海道社会福祉協議会及び北海道社会福祉協議会檜山地区事務所・檜山地区町社協連絡協議会が実施する会議・研修会等への参加。

主な会議・研修会

- 1) 総務担当者専門研修（8月 札幌市）
- 1) 経理担当者専門研修（11月 札幌市）
- 2) 檜山管内町社協巡回支援（調査）訪問（課題収集・情報提供）
- 3) その他必要な専門研修

(3) 社協事業への理解と周知を図る活動の推進

- ・社協ホームページを中心に、広報誌「あかるいまち」と「ボランティアinかみのくに」、

町広報誌への掲載等により、情報の提供と活動についてを紹介し、町民への理解とPRを図る。

(4) 共同募金会事業への協力を推進

- ・上ノ国町共同募金委員会の事務局業務を担当し、赤い羽根共同募金運動（毎年10月1日～12月31日）を実施するために、町内会・民生委員児童委員協議会等の関係福祉団体への協力要請と町内の商店等に対する募金箱設置のお願いや職域募金協力のおお願いと住民皆様からの募金が社会福祉活動の資金として、社協及び福祉団体へ助成されていることの周知を社協ホームページ・広報誌等によりPRする。また、北海道共同募金会が実施する会議・研修会へ出席し、共同募金運動の推進を図る。

主な会議・研修会

- 1) 共同募金会実務担当者研究協議会（4月 札幌市）
- 2) 檜山地方共同募金委員会理事会（6月 江差町）
- 3) 町村共同募金委員会関係者研究協議会（7月 渡島地区）
- 4) その他必要な専門研修

(5) 心配ごと相談所事業

- ・毎週火曜日（午前9時から午後5時まで）心配ごと相談所を開設する。また、開設日以外の相談についても随時対応する。

問題解決のため、相談の内容等により各関係機関と連携協力する。

(6) 災害発生時の取り組みの検討について

- ・町では、東日本大震災を受けて近年行われている災害対策基本法の改正や防災基本計画及び北海道地域防災計画の改訂を踏まえ、災害が与える影響を考慮し、各種法令等との整合性を図るとともに、町が抱える防災上の課題整理をもって、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし平成27年3月に町防災計画を修正し、災害への対応力を高めることを目的に改正されました。

当社協も地域防災計画の中での位置づけが示されており、災害発生時に迅速な対応が行える体制づくりを検討する。また、北海道社会福祉協議会と災害時にスムーズな支援体制を整えるために平成27年4月に「災害救援活動の支援に関する協定」を締結しており、北海道社会福祉協議会が実施する会議へ参加する。

主な会議・研修会

- 1) 災害救援活動の支援に関する協定締結済み社協連絡会議（9月 札幌市）

(7) 生活改善運動推進事業

- ・供花用紙の提供に関する事務業務の実施。

(8) 苦情申出窓口の設置

- ・本会が実施している各種事業に関し、利用者等からの苦情に適切に対応し、個人の権利を擁護し、福祉サービスを適切に利用できることを目的として「苦情申出窓口」を設置しています。

また、事業等に関する苦情を円満に解決するために、苦情受付担当者・苦情解決責任者並びに第三者委員を設置しており、本会の信頼を損なわないよう適正・適切に対応します。

(9) 愛情銀行事業

- ・全ての人々からの、技術・労力・金品・その他一切の愛情に基づく拠出を受け、それを効果的に社会公共の用に供し、地域福祉の推進を目的に実施する。

2. 地域福祉事業

福祉推進事業

(1) 研究協議会活動事業の推進

- ・北海道社会福祉協議会及び北海道社会福祉協議会檜山地区事務所等が実施する会議・研修会への出席・参加。

主な会議・研修会

- 1) 檜山管内町社協会長・事務局長会議（6月・12月・3月）
- 2) 檜山地区町社協連絡協議会役員会（6月 江差町）
- 3) 檜山管内ボランティア連絡協議会総会（6月 江差町）
- 4) 檜山地区ボランティア活動推進会議（6月 江差町）
- 5) 全道市町村社協会長・事務局長研究協議会（6月5日～6日 札幌市）
- 6) 北海道市町村社会福祉協議会長会総会（6月5日 札幌市）
- 7) 地域の絆と支え合い活動推進セミナー（仮称）（日程調整中 北斗市予定）
- 8) 上ノ国町社協役員研修の実施
- 9) 地域に理解され、支持される社協づくり研修（9月 江差町）
- 10) 檜山管内ボランティア活動研究集会（9月 江差町）
- 11) 全道市町村社協事務局長連絡会議（11月28日 札幌市）
- 12) その他必要な専門研修

(2) 日常生活自立支援事業の周知・研修会への参加並びに成年後見制度への取り組み

- ・認知症高齢者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の地域移行が進む中で、地域の中で安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援が求められ、日常生活自立支援事業や成年後見制度を中心とした権利擁護支援体制を構築することが不可欠となります。

【日常生活自立支援事業】

- ・北海道における日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）は、道社協直営による広域エリア拠点型により平成11年10月から取り組み、平成23年度には、地域で安心して暮らすことのできる地域づくりとして事業を位置付けていくため、市町村社協に一部業務委託を進めてきました。平成29年2月21日現在の市町村社協への委託状況については、126市町村社協（広域含む）70.8%となっています。
平成29年度は、市町村社協への業務委託が7割を超えるとともに、今年度事業受託を予定している社協も数多くあり、本事業の実施方法や委託社協へのバックアップ体制を見直し、地区センターを廃止し道社協本部に専門員を配置することとなる。
このことから、道社協檜山地区事務所内にある北海道地域福祉生活支援センター道南地区センターは平成28年度で廃止となり、今後の利用者契約・支援員研修などは道社協（事業実施主体）が行う。
- ・町内に在住されている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分ではないために、福祉サービスの利用や生活費の管理などに不安を抱えている方を対象に支援し、権利を保護するもので、北海道社会福祉協議会（事業実施主体）・檜山地区事務所等と

連携しながら周知を図ります。

また、北海道社会福祉協議会（事業実施主体）が実施する研修会に参加します。

この事業は、北海道社会福祉協議会が利用者と契約し、「自立生活支援専門員」がサービスの内容・回数を具体的に定めた「生活支援計画」を利用者と相談のうえ作成し、その計画に基づき「生活支援員」がサービスを提供します。

「生活支援員」は当会から推薦し登録することから、町内会等と連携しながら人材確保に努めます。現在の生活支援員登録者は8名、利用者は3名となっております。

【成年後見制度】

- ・平成26年度に成年後見制度の担い手を育成するため、江差町（代表事務局）・上ノ国町・厚沢部町・乙部町の4町で合同開催した「市民後見人養成講座」について、当町は7名（社協事務局1名）が受講し講座を修了しましたが、当町における後見実施機関が設置されていないため、修了者に承諾を得て、成年後見制度等の情報提供等を行います。
- また、南部4町による広域での後見実施機関を検討していましたが、各町単独で後見実施機関を設置する検討が進んでいる状況です。

養成研修終了後のフォローアップ研修（年1～2回開催）への協力・参加をします。

（3）地域福祉総合推進事業

- ・IT機器を活用した福祉情報収集と情報提供。

地域福祉活動推進事業

（1）小地域ネットワーク活動

- ・小地域福祉活動の推進

少子・高齢化が進む昨今、当町においても独居高齢者や高齢者夫婦世帯のみの増加が予測され、また、地域社会との交流や接点が少なくなってしまうことにより、孤立・孤独死や虐待などの深刻な問題も全国で後を絶ちません。

一方で、平成23年3月に国内観測史上最大の地震と津波が発生した東日本大震災における地域での人と人との「繋がり」や「絆」の大切さが見直されてきています。

当会では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するため、身近な生活圏域を基盤とした町民同士による「助け合い」や「見守り」等による小地域福祉活動を取り組むことが重要と考え、仲間づくりや集いの場を目的として行うサロン活動への取り組みを提案します。

連合町内会等の会議への出席や、各町内会から要請があった場合には町内会役員会等に向き「ふれあいサロン」活動等（現在実施している町内会を参考事例に。）について説明し、高齢になり閉じこもりがちの方や、今までの交流が継続してできなくなった方など、生活に寂しさや不安を抱えている方々が気軽に集い、小地域単位で地域住民が主体となり場所を創り、お互いの交流を図るための手段を提案し、サロン活動の実施を検討する地区に対し事業実施に向けての相談・支援等を行う。

現在のサロン実施町内会は、中央区町内会・木ノ子町内会・北村町内会・扇石町内会・新村町内会・上ノ国町内会の6町内会で実施。

（2）赤い羽根「災害見舞金」申請・交付事業（北海道共同募金会）

- ・火災及び風水害等の自然災害による被害があった場合、被災者に対し、共同募金運動理念の「相互扶助」精神に基づき、北海道共同募金会を通じ、見舞金の申請・交付をします。

(3) 赤い羽根共同募金パークゴルフ交流大会

第4回赤い羽根共同募金パークゴルフ交流大会（6月2日（金）開催）

- ・町内在住（年齢・性別を問わない）の方を対象に、子供から高齢者等がパークゴルフ大会を通して交流やふれあいを深め、併せて健康の増進を図る。

(4) 花いっぱい運動事業の推進

- ・町内の小・中・高等学校等を中心に町内の美化とボランティア育成を目的に実施。

(5) 地域福祉活動支援事業の推進

- ・上ノ国町老人クラブ連合会、上ノ国町身体障害者福祉協会、上ノ国町ボランティア連絡協議会の事務局業務と各事業活動支援協力及び連絡調整の実施。

(6) 福祉機器等の貸出・レクレーション遊具購入相談・斡旋

- ・個人や町内会等に対し、短期的に車椅子やレクレーション遊具・行商用テントを貸し出します。
- ・レクレーション遊具の購入を検討している個人又は団体等に対し、遊具の購入相談・斡旋を実施。（社協広報誌において、遊具の相談・斡旋について掲載し周知します。）

(7) その他

- ・リングプル回収事業（リングプル再生ネットワークに送付）・・・車椅子等の交換
- ・古衣料リサイクル事業（株式会社キョクサンに送付）・・・ウエス加工用

3. 在宅福祉サービス事業（町受託事業等）

・地域生活支援受託事業

屋外での移動に困難がある障害者（児）に自立生活及び社会参加を図る外出支援を実施。

・介護予防受託事業

ばっちり元気教室（通所型サービスA）

町が実施する事業（毎週金曜日）の送迎業務の実施。

集中リハビリ教室（通所型C）（新規）

町が実施する事業（毎週金曜日）の送迎業務の実施。

・二次予防対象者把握調査受託事業

町からの町内対象者名簿（300名）を基に、高齢者宅を訪問し指定された事項の調査を実施。

・介護保険独自介護サービス受託事業

町内に居住している方で、町に利用申請し利用決定した在宅の要支援者（町が行う介護保険の被保険者で、法第7条第4項第1項に掲げる者をいう。）に対し、上ノ国町を発着とした通院等乗降介助を実施。

・通所予防教室

いきいき教室（通所型サービスA）

体操もするが、脳トレ・創作活動がメイン。入浴のない短時間デイサービスのよう内容。定員8名のグループを6つに班分けし、火～金曜のうちいずれかの固定の曜日により実施。

町が実施する介護予防事業参加者（卒業生）の受け皿として、要介護・要支援認定を受

けていない高齢者に対し、認知症や筋力低下を引き起こす要因となる閉じこもりを予防し、要介護状態に陥ることを予防するため実施。（週4回：火・水・木・金曜実施）

・外出支援サービス事業

公共交通機関の利用が困難な者の、医療機関及び官公庁のほか、日常生活上必要な外出を移送車両により送迎する。（定期通院、転院を除く）

・通院（院内）介助支援サービス事業

院内介助が得られない医療機関内で、介護保険制度では対象とならない付き添いサービスを提供する。（通院等乗降介助以外の院内介助を行う。）

・生活援助サービス事業

掃除、洗濯、調理など、日常生活の援助が必要な高齢者及び障がい者等の方を訪問介護員が訪問し、基本的な生活習慣を習得するための支援、指導及びその他必要な助言を行う。

4. 生活福祉資金貸付事業

- ・この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援等により安定した生活を目指すことを目的とし、本会はその受付窓口として相談・申し込み・連絡調整等を行います。この貸付資金は、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の4種類に分かれており、事務所入り口にパンフレットの常備や情報提供に努めます。

主な会議・研修会

- 1) 生活福祉資金貸付事業制度研修会（札幌市）

5. 介護保険事業等

(1) かみのくに社協ヘルパーサービス事業の推進

- ・利用者（介護認定者）のニーズに対応するべく在宅生活を支えるサービスを確立し、地域に根づいた事業展開をし、質の高いサービス提供や専門性の高い訪問介護員育成のための各種研修会への参加・ケア会議の充実・町地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の関係機関との協働体制を密にし、利用者の方々から信頼され、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう事業の推進を図ります。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

従来の介護予防訪問介護の利用者に同程度のサービス提供することを基本に、要支援の人やサービス事業対象者等に対しサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう事業の推進を図ります。

(3) 福祉有償運送事業

- ・自家用有償旅客運送運送者として登録許可を受け、介護認定者の病院受診の移送を登録車両4台で運行し、利用料金は1回（往復）200円・複数乗車利用料各自200円で実施します。

6. 障害福祉サービス事業（障害者総合支援事業）

(1) かみのくに社協居宅介護事業所事業の推進

- ・利用者（障害福祉サービス受給者）のニーズに対応するべく在宅生活を支えるサービスを確立し、地域に根づいた事業展開をし、質の高いサービス提供や専門性の高い訪問介

護員育成のための各種研修会への参加・ケア会議の充実・町地域包括支援センターや相談支援事業所等の関係機関との協働体制を密にし、利用者の方々から信頼され、住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう事業の推進を図ります。

(2) 福祉有償運送事業

- ・自家用有償旅客運送運送者として登録許可を受け、介護認定者等の病院受診の移送を登録車両4台で運行し、利用料金は1回（往復）200円・複数乗車利用料各自200円で実施します。